

預金商品の概要 [外貨預金]

令和6年12月2日現在

1. 商品名 (愛称)	外貨普通預金
2. 販売対象	法人・個人 (個人のお客さまは原則成年の方)
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入	
(1) 預入方法	随時預け入れできます。
(2) 通貨	米ドル、ユーロ、オーストラリアドル
(3) 預入金額	1通貨単位 (例えば米ドルの場合は1ドル) 以上
(4) 預入単位	1補助通貨単位 (例えば米ドルの場合は1セント)
5. 払戻方法	随時払戻できます。
6. 利息	
(1) 適用金利	変動金利。利率は市場金利に基づき決定し、毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	年2回 (3月、9月) の当金庫所定の日に当該口座に入金します。
(3) 計算方法	付利単位を1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。
7. 為替変動リスク	外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る (円ベースで元本割れとなる) リスクがあります。
8. 預金保険	外貨預金は預金保険の対象ではありません。
9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際 (預入時) および外貨を円にする際 (引出時) は、手数料 (1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円) がかかります。お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート (預入時)、TTBレート (引出時) をそれぞれ適用します。 したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料 (1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円) がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る (円ベースで元本割れとなる) リスクがあります。 ・その他外貨建て取引によるお預け入れやお引き出しの際に、別途手数料がかかることがあります。
10. 税金	<p>[利子課税]</p> <p>個人：源泉分離課税20% (国税15%、地方税5%)。 マル優はご利用になれません。</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。</p> <p>法人：総合課税</p>

<p>10. 税金 (続き)</p>	<p>[為替差益]</p> <p>個人：為替差益は雑所得として確定申告による総合課税となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</p> <p>法人：総合課税</p> <p>※詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。</p>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金の取扱時間は、為替相場公示後（米ドル・ユーロは午前10時過ぎ、オーストラリアドルは午前11時過ぎ）からです。 ・急激な相場変動により適用レートを変更することやお取扱いを中止することがあります。 ・直物相場取引（当日の公表相場を使用した振替取引）については、通貨別・入出金別で1日あたり10万通貨単位未満のお取扱いとなります。 ・10万通貨単位以上のお預け入れおよびお引き出しについては、お取引時の実勢相場を基準に、手数料等を含んだ為替相場を別途決定します。 ・外貨預金は外為センターでの取扱いとなります。 ・外貨現金、トラベラーズチェックによるお預け入れやお引き出しはできません。 ・この預金は通帳を発行しません。毎月の取引明細をステートメント（受払照合表）に記載して、届出の住所に送付します。

※外貨普通預金をお申込みの際は、「契約締結前交付書面」をよくお読みいただき、内容を十分にご理解のうえお申込みください。「契約締結前交付書面」は店頭にご用意しております。